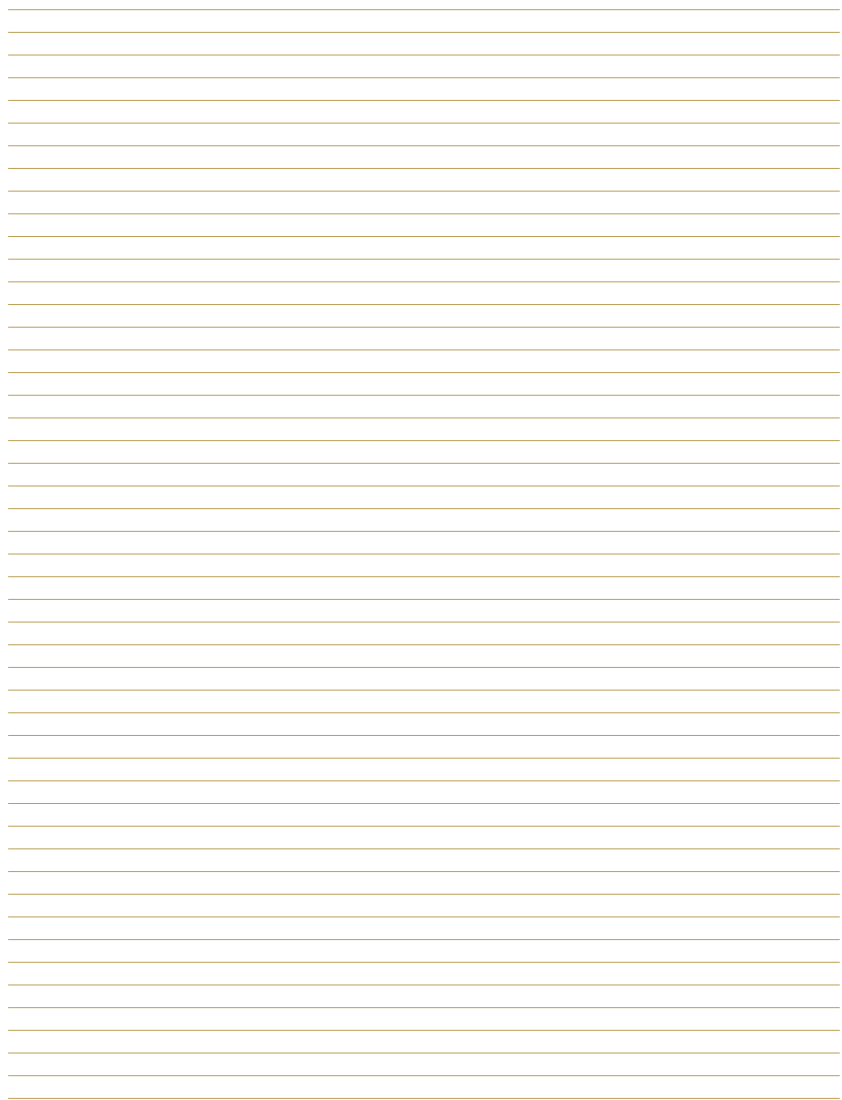




第1章

ODA 評価の歩み





第1章 ODA評価の歩み

1.1 ODA評価の歩み

(1) 概観

わが国の政府開発援助（ODA）は、1954年に政府がコロombo・プランに加盟し、技術協力を実施したことから始まり、今年で50周年を迎えました。一方、わが国におけるODAの評価は、わが国のODA額が順調に拡大し、世界第4位の実績を持つようになった1970年代に始まりました。以来、外務省、ODAの実施機関である国際協力機構（JICA）¹⁾及び国際協力銀行（JBIC）²⁾が中心となってODA評価を実施してきました。

ODA評価が導入された当初から1980年代全般にかけては、ODAプロジェクトの実施を管理することを主な目的とし、個別プロジェクトの事後評価が行われていました。評価結果は専ら内部にフィードバックされ、プロジェクトの改善のために活用されていました。しかし、わが国のODAがその規模を拡大し、ODAに対する国民の関心が高まってきたこと、また、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）において説明責任の重要性が議論されるようになったこと等を受け、1990年代前半には、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）も評価の目的として位置づけられるようになりました。

こうして評価の目的が拡大すると、それに合わせて評価の機能も拡大し、従来のフィードバック機能に加え、説明機能を併せ持つようになりました。つまり、評価は、従来はODAの案件管理が主な目的であったため、評価の結果を計画策定や実施にフィードバックする機能が重視されていたのですが、これに加えて、政府が国民に対する説明責任を果たすために、ODAの評価結果を国民に対してきちんと説明するという機能が求められるようになったのです。また、国内の厳しい財政事情などにより、ODAに対する国民の見方が厳しくなる中、政府はODA改革に積極的に取り組んできましたが、評価はその重要な柱の一つとして掲げられ、更なる機能強化が図られることになりました。

このように目的や機能が拡大されるとともに、評価を実施する時期も多様化し、1990年代後半には、従来の事後評価に加えて中間評価や事前評価が登場しました。また、ODAの個別プロジェクトに加え、セクター別や国別の援助計画が策定されるようになったことを受け、個別プロジェクトの評価のみならず、セクター別評価、さらには国別や課題別の援助政策を対象とした評価が実施されるようになりました。さらに、評価の客観性や透明性も重視されるようになり、行政機関自身による評価から、第三者による評価、被援助国による評価、合同評価など、評価者も多様化しています。

このように、ODAに対する説明責任を重視する国民意識の高まりを背景として、現在までにODA評価の取組が強化されてきましたが、同時に、評価に関わる概念の混乱や手法の未確立等様々な課題も指摘されるようになりました。このような課題を解決するためには、評価技術の更なる向上や評価に関連する知見の集積が必要であり、外務省では各種の調査研究や国内外の情報共有および意見交換の場を通じて、対応策を検討しています。以下、これまでのODA評価の歩みを、ODA評価の導入期と目的や機能の拡大期に分けて説明します。

1) 1970年当時は国際協力事業団（JICA）。
2) 1970年当時は海外経済協力基金（OECF）。

第1章 ODA評価の歩み

評価関連年表

	外務省	JICA	JBIC
1975			事後評価活動開始
1981	経済協力局内に「経済協力評価委員会」設置、事後評価開始	「評価検討委員会」を設置	事後評価専門部署を設置
1982	「経済協力評価報告書」の公表開始	事後評価活動開始	
1984	経済協力局内に「調査計画課」設置		
1986	「援助評価検討部会」設置		
1988		評価専門部署を設置	
1990	調査計画課を改組し、「評価室」設置		
1991			「円借款案件事後評価報告書」の公表開始
1992	ODA 大綱策定		
1993			開発援助研究所設立同研究所内に「評価グループ」を設置
1995		「事業評価報告書」公表開始	
1999	ODA 中期政策策定		
1999			OECD からの組織改編にともない、プロジェクト開発部開発事業評価室を設置
2000	『ODA 評価体制』の改善に関する報告書」を外務大臣に提出	組織改編にともない、企画・評価部評価監理室に名称変更	
2001	「ODA 評価フィードバック内部連絡会議」設置	事前評価活動開始	事前評価活動開始
	「ODA 評価研究会報告書」を外務大臣に提出		
2001	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」成立(2002年施行)		
	「外部有識者評価フィードバック委員会」設置		
2002	評価体制の改善に関するタスクフォース設置		
	「ODA 改革・15 の具体策」発表		
			「円借款事後評価フィードバック委員会」設置
2003	外務省改革「行動計画」発表		
	政策評価法に基づく事前評価の開始		
	外部有識者評価フィードバック委員会を ODA 評価有識者会議に改称		
2003	新 ODA 大綱 閣議決定		
	機構改革により評価室を「調査計画課・評価班」に改組		
2004	機構改革により調査計画課・評価班を「開発計画課・評価班」に改組		

(2) ODA評価の導入（評価開始～1980年代）

わが国のODA評価は、1975年、海外経済協力基金（現JBIC）が個別プロジェクトの事後評価を実施したことによって始まりました。1981年には外務省が、その翌年にはJICAが、それぞれ事後評価を開始し、外務省と実施機関によるODAの評価体制がスタートすることになりました。

外務省では、1981年、経済協力局に局長を委員長とする経済協力評価委員会を設置し、個別プロジェクトの事後評価を開始しました。当時は、「わが国の経済協力を一層効果的なものとするため」に評価を実施するとしており、個別プロジェクトの管理を支援することが評価の目的として位置づけられていました。また、同委員会では、評価の結果得られた教訓や提言を内部の担当部局にフィードバックし、日本側のフォローアップ措置を決定しており、この当時はフィードバック機能が重視されていたと言えます。

当時の評価業務は、経済協力評価委員会による評価計画及び評価方法の決定、外務省や実施機関関係者等からなる評価調査団の派遣、調査の実施、内部関係者及び被援助国政府に対する評価結果のフィードバックと担当部局によるフォローアップという流れで実施されていました。評価主体別には本省派遣調査団（外務省及び実施機関の職員）による評価、在外公館を通じて実施する評価、実施機関による評価、民間の団体に委託して実施する評価、がありましたが、大部分は外務省及

外務省派遣調査団による評価の概要

1984年（昭和59年）経済協力評価報告書より抜粋

評価対象国：タイ

評価対象プロジェクト：

タ・チャン橋、バン・チャオ・ネン水力発電所、口蹄疫ワクチン製造センター、東北タイ職業訓練センター、カセサート大学施設拡充計画、モンクット王工科大学

1. 今回のプロジェクト評価・・・は、タイにおいて初めて組織的に行う評価であった。実際には、時間的制約もあり、バンコック近辺のプロジェクトを中心とせざるを得なかったが、特色あるプロジェクトを対象とすることが出来たと考える。・・・これら諸プロジェクトが日・タイ双方の関係者の努力により大きな成果を挙げ、全体としてみれば成功例であると考えられる。
2. これらプロジェクトの先方政府、地元住民等への浸透度、先方の感謝度についてみると、タイ側に最もPRが行き届いているのは、我が方協力の歴史の長さからしてモンクット王工科大学プロジェクトであり、本件は正に日本の協力によって今日あることが周知の事実で、先方当局者もその点を大変感謝している。
3. 評価にあたって、個別プロジェクトの目標達成度ないし成功度を何を具体的な基準として考えるかという問題が意外にむずかしいことに気付く。
4. 全体としてタイ側は、予算はりつけ、人員配置等の面で出来るだけの努力をしている姿勢が良く看取された。しかしながら、程度の差はあれ、何れのプロジェクトについても、ローカル予算の不十分とタイ側要員の技術力の不足とが指摘出来る。一方、我が方専門家は、全体として熱意をもってよく努力しており、それぞれ成果を挙げている。ただ、言葉の違いを主因とするコミュニケーション・ギャップがどうしてもある程度存在するとか、・・・ほぼ各地に共通すると考えられる諸問題点が指摘された。

第1章 ODA評価の歩み

び実施機関によって実施されるものでした。評価の内容は、主に地元住民への浸透度、先方の感謝の程度、目標達成度などであり、調査団は主に現地調査によって必要情報を収集していました。

このように、ODA評価の導入当時から1980年代にかけて、案件の管理が重視されていた背景には、OECDのDACにおける議論や評価の先駆者である米国における取組が影響していたと考えられます。DACは、1981年5月、評価コレスポンデント・グループを設置し、評価に関する国際的な議論を展開していました。1985年6月にDAC援助評価専門家グループ（評価コレスポンデント・グループの後身）から発表された「援助評価の手法と手続き」によると、「評価の主目的は、援助国・被援助国間、及び援助国同士、被援助国同士の開発協力の質を高めることにある」と記述されており、ODAの管理的側面を重視していることがわかります。また、米国では、既に1960年代に評価を実施していましたが、1980年代には、深刻化した財政赤字を背景として、プログラムの品質管理やコスト削減のために評価を活用するようになっていました。評価に対するこうした考え方は、米国国際開発庁（USAID）を通じて、DACの議論に影響を与えたと考えられます。

（3）目的の拡大と機能強化（1990年代～現在）

（イ）目的の拡大

わが国のODAは、1980年代に累次の中期目標の下で拡大し、1989年、わが国はODA支出額で初めて世界最大の援助国となりました。ODAの規模の拡大に伴い、ODAに関する国民の関心も高くなり、その実施状況や成果について政府からの説明を求める声が大きくなっていきました。このような中、政府の説明責任を追及する手段として、評価が注目を集めるようになり、1990年代初頭から、外務省ではODAの管理支援に加え、説明責任（アカウンタビリティ）の確保を評価の主要目的として位置づけるようになりました。当時の経済協力評価報告書には、評価の目的を、援助の政策当局や実施機関が効果的・効率的実施を図るための教訓を導き出すこと、援助の実態や成果を国民に知らせることと記述しており、この段階になって評価の2大目的である管理（マネジメント）と説明責任（アカウンタビリティ）の概念が明確に認識されるに至りました。その後、外務省では評価目的の整理を行い、現在、ODAの管理支援、説明責任の確保、を2大目的としてODAの評価を実施しています。

このように、わが国におけるODA評価の目的は拡大してきましたが、ここに至る過程にはDACをはじめとする国際的な議論の影響があります。そもそもアカウンタビリティの概念は、1960年代末にアメリカ連邦会計検査院（GAO）が評価を開始した際に最も重視した目的でした。すなわち、評価は、議会が行政組織への影響力を強化するため、行政組織に対して説明を求める手段となることが期待されていたのです。その後、先にも述べたように、評価の管理的側面が重視されたこともあってDACではアカウンタビリティよりも管理支援に重点を置いた議論が行われていました。しかし、1980年代に主に北欧諸国において活発化した行政改革の動きに伴い、政府の国民に対する説明責任という概念が浸透し、DACでもアカウンタビリティの議論が再び行われるようになりました。1991年に発表されたDACの評価原則では、評価の目的を 得られた教訓を通じて、将来の援助政策、プロジェクトおよびプログラムを改善すること、国民に対する情報提供を含め、援助に対する責任を果たすための基礎

を与えることと定め、管理と説明責任を評価の目的として位置づけています。

(ロ) 機能の拡大

評価の目的が拡大すると、それに合わせて評価の機能も拡大していきました。ODAの管理という目的が中心であった1980年代には、前述のとおり、評価の結果をODAの計画策定や実施に活用するため、フィードバック機能が重視されていましたが、1990年代に入り、国民に対する政府の説明責任を果たすことが目的として加わってからは、ODAの実施状況や成果について国民に説明する機能も併せ持つことが求められるようになりました。つまり、評価は、行政内部へのフィードバック機能に加え、国民が行政活動に関する情報を得るための手段として、国民と行政機関を繋ぐ機能を担うようになったのです。このため、外務省では、1997年より外務省ホームページにおける評価結果の掲載を開始し、評価報告書の積極的な公表を行っています。現在では全ての評価報告書及び年次報告書がホームページを通じて公表されており、これは他のドナー国と比較してもかなり公開の程度が進んでいるといえます。また、単に政府の側から情報を発信するだけでなく、ODA評価セミナーを開催し、評価結果に関する国民との直接対話を通して説明責任の強化を図っています。

(ハ) 目的の拡大及び機能強化による影響

(a) 評価実施時期の多様化

このようにODA評価の目的が拡大し、機能が強化されたことにより、評価は事前、中間、事後のあらゆる段階で実施されるようになりました。

これは、ODAの管理を強化するという観点から、事後にODAの成果を検証するだけでなく、事前や中間段階においても評価を実施し、計画策定から実施、成果の発現に至るまで一貫して管理する方が効果的であると認識されるようになったためであると考えられます。このような傾向は、わが国だけでなく、米国における評価の歴史にも現れています。1970年代の米国では、連邦政府の財政赤字を背景として、評価は行政活動の管理（マネジメント）という目的も持つようになりましたが、これに伴ってプログラムの策定から事後に至るまで、種々の評価が実施されるようになりました。例えば、プログラム³⁾策定または実施中には形成的評価（formative evaluation）、プログラム実施および運営段階ではプロセス評価（process evaluation）、また、プログラム終了時には総括的評価（summative evaluation）などが実施されました。

このような一貫した評価は、同時に、アカウンタビリティの観点からも、国民が事後におけるODAの成果のみならず、計画や実施状況を管理できるというメリットがあり、議会や有識者からも事前から事後に至るまで評価を実施すべきであるという要請が強くなっていきました。2000年及び2001年に

3) ここでいうプログラムの概念については議論がある。わが国では政策評価に関する標準的ガイドラインに見られるように、政府の活動を政策（Policy）、施策（Program/Programme）、事業（Project）に分類することがあるが、国際機関や他ドナーでは、必ずしもこのような分類はしておらず、行政活動をProgramとProject（または単にActivities）に分けるなど、国や組織によってさまざまである。そもそも、プログラムの範囲は明確に決められておらず、プログラムの構成の仕方によってプログラムの範囲は異なる。なお、アメリカ連邦会計検査院（GAO）のプログラム評価についてはGAO ホームページ参照。
<http://www.GAO.gov/about/history/>

第1章 ODA評価の歩み

は、当時、経済協力局長の私的諮問機関として設置されていた評価検討部会から外務大臣に対し、『「ODA評価体制」の改善に関する報告書』及び「ODA評価研究会報告書」が提出されましたが、その中で「プロジェクト・レベルの評価は、事前、中間、事後と各段階を通じて一貫した評価を行うシステムを確立する」ことが提案されています。

これらの要請は2003年8月に改定されたODA大綱に反映されており、同大綱では「事前から中間、事後と一貫した評価・・・を実施する。」と規定されました。現在、外務省及び実施機関が連携し、事前評価、中間評価、事後評価を実施しています。

(b) 対象の拡大

評価の目的が拡大し、機能が強化されたことにより、評価は個別プロジェクトだけでなく、課題別や国別の援助計画などODA政策に対しても実施されるようになりました。この背景には、欧米諸国における1990年代のいわゆる「援助疲れ」をきっかけに、それまでの援助が見直され、新たな援助の枠組みが登場したことが関係しています。

1980年代終盤から1990年代初頭における主要ドナー国の財政事情の悪化は、各国のODA額を減少させ、いわゆる「援助疲れ」の状態を引き起こしました。このような状況において、これまでのODAの意義や成果に対する人々の疑問が投げかけられるようになり、ODAはより効率的・効果的な実施に向け、そのあり方を見直す必要に迫られることとなりました。主に欧米諸国では、新公共管理（New Public Management）⁴⁾の考え方が浸透するなど、行政活動を管理するという考え方が導入されました。こうして、1990年代後半には包括的開発フレームワーク（CDF）や貧困削減戦略（PRS）が新たな援助の推進役として登場したのですが、このような新たな枠組みでは、包括的な援助戦略の策定とモニタリング、評価といった管理メカニズムが原則として取り入れられています。

わが国においても国別やセクター別援助計画の策定が強化されてきたことを受け、評価の対象も個別プロジェクトのみならず、セクター別、国別、課題別の援助計画へと拡大していきました。新ODA大綱において、「政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。」と規定されたことを踏まえ、現在では、外務省と実施機関が連携し、プロジェクト・レベル、プログラム・レベル、政策レベルにおける評価を実施しています。

(c) 評価者の多様化

このように評価の取組が強化されるに伴い、評価者も多様化しています。先にも述べたように、評価は国民に対して情報を提供するという機能を持つようになりましたが、ODA改革の動きにも影響を受け、評価者自体に客観性が求められるようになりました。

従来、外務省のODA評価は外務省や実施機関の関係者によるものが中心でしたが、21世紀に入り、ODA改革の動きが本格化するとともに、ODAの透明性や効率性が求められるようになりました。評価

4) NPMは政府の統治能力に対する不信を背景に、1980年代に英国や北欧諸国を中心に起こった行政改革の背景にある思潮であり、市場機能と競争原理の重視、政府・自治体における経営情報の積極的ディスクロージャーを標榜しながら、責任の明確化、成果によるマネジメントなどをその主な基本原則とする。

はODAの透明性を確保するための重要な手段として、改革の大きな柱の一つに掲げられ、外部の第三者による評価が重視されるようになりました。2002年に提出された第2次ODA改革懇談会の報告書や外務省改革のための「変える会」報告書においても、外部評価の拡充に関する提言がなされています。

こうして、現在、外務省では第三者による評価を中心とし、被援助国による評価、合同評価、外務省による評価を実施しています。第三者評価は、外部の第三者によって実施されるものであり、外務省では、有識者から構成されるODA評価有識者会議に依頼して実施しています。また、被援助国政府・機関評価は、被援助国の視点を評価にとり入れるものであり、被援助国の政府関係者や大学、研究機関などに依頼しています。合同評価は、外務省が他ドナー、国際機関、NGOなどの外部機関と合同で実施する評価です。現在では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(評価法)の施行により行政機関自身の評価が義務付けられたことを受け、外務省が直接評価を行うものもありますが、殆どの評価において外部の関与する余地を設けています。

(4) 課題

以上のようにODA評価は内外の情勢を背景として拡充されてきましたが、同時に評価の目的同士の競合、概念の混乱、技術的な問題など、評価を巡る様々な課題も指摘されるようになりました。

(イ) 目的と機能に関する課題

ODA評価の目的が拡大し、機能が強化されてきたことにより、フィードバック機能と国民への説明機能を如何に両立させるかという課題が生じるようになりました。例えば、フィードバック機能を重視する場合、評価はODAの政策や実施に活用されてこそ存在意義があります。そのためには、評価は政策決定者に対し専門的かつ具体的な情報を提供する必要があり、あまりにも一般的な内容であるとフィードバックのインセンティブを弱める結果ともなりかねません。一方、国民に対する説明という観点からは、評価は客観的かつ一般的にわかりやすい内容であることが求められ、逆に専門的すぎると一般的に活用が困難となってしまいます。

この点に関しては、そもそも一回の評価でODAの管理と説明責任という2つの目的を同時に満たす必要はなく、複数の評価を実施した結果としてこれらの目的が果たされていれば足りるとする意見もあり、議論は収束していません。

(ロ) 時期と対象の拡大に伴う課題

先に述べたように、ODAの評価は事前から中間、事後に至るあらゆる段階で行われるようになりました。一方、評価の概念が必ずしも整理されていないため、評価の所掌範囲に関する混乱も生じています。

例えば、事前評価という概念は、政策が達成しようとする目標を事前に設定することであると考えられています。しかし、政策の目標を設定することと、計画を策定することはどのように異なるのが一般的には理解されにくく、しばしば評価者の任務・権限と政策立案者のそれが競合する場面が見ら

第1章 ODA評価の歩み

れます。また、そもそも事前評価にはもう一つの解釈があり、政策決定者が政策の取捨選択をするための情報を提供することを事前評価として捉えることがあります。元来、評価が価値判断を含む概念であることを踏まえると、この解釈のほうが相応しいとする意見もあります。しかし、この場合も複数ある選択肢の中から特定の政策を選択するという行為は政策の決定そのものとどう異なるのか明確ではなく、事前評価の概念を整理する必要があるというのが現状です。

また、評価の対象との関係では、前述したとおり、個々のプロジェクトに加え、セクターや国レベルでの評価が実施されるようになりました。しかしながら、セクターや国を対象とした評価の取組はまだ始まったばかりであり、国際的にも確立した手法がないため、各国・機関ともその評価手法について試行錯誤を繰り返している状況にあります。外務省では、セクターや国別の援助計画を目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性という基準で評価していますが、計画策定段階で明確な目標が設定されていないため、その達成度を測ることが非常に困難な状況にあります。

(5) 新たな可能性

これらの課題に対応するためには、近年主要ドナー国や国際機関で取り入れられている結果重視マネジメント（RBM: Results Based Management）⁵⁾の手法が参考になると考えられます。

RBMとは、一般的に「組織の行う活動をその業績、結果の達成度という観点から管理するマネジメント戦略である」と定義されています。⁶⁾RBMでは、行政活動の目標と測定指標を設定し、その指標を定期的にモニタリングし、必要に応じて評価するという流れで、行政活動を管理します。⁷⁾そのため、活動のインプットよりもアウトプットやアウトカムといった結果の方が重視されることとなります。

RBMでは、管理と説明責任という2つの目標が競合する可能性は少ないと考えられます。すなわち、目標の達成度を測るための指標が設定されているため、モニタリングの結果は内部の関係者にとっても国民にとっても明確かつ有益な情報となり得ます。また、評価は常に実施するのではなく、著しくよい結果、または悪い結果が生じた場合のみ実施することになりますが、この場合、事前の目標設定を事前評価と呼ぶ必要もなく、事前の目標設定、モニタリング、必要に応じた評価という流れでODAを管理することができると考えられます。

既にアメリカではクリントン政権の下で行われた'Reinventing Government'という行政改革でRBMが導入され、その基本的な概念はゴア副大統領による'National Performance Review'のレポート（1993年）、「政府業績結果法（Government Performance and Results Act, 1993: GPRA）」に見ることが出来ます。カナダでは、1990年代半ばからthe Treasury Board of Canadaが中心となって連邦政府におけるRBMの導入を行ったほか、カナダ国際開発庁（CIDA）ではその基本政策文書であるCanada Making a Difference in the World（2002）の中でRBMアプローチの採用を宣言し、RMAF（Results-Based Management and

5) DAC援助効果及びドナー慣行作業部会では、援助効果向上（aid effectiveness）、いわゆる「調和化」のコンテキストから開発成果マネジメント（management for development results）として議論されている。

6) DAC Working Party on Aid Evaluation, *Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

7) DAC Working Party on Aid Evaluation, *Results Based Management in the Development Co-operation Agencies: A Review of Experience*, 2000

Accountability Framework) を活用し、計画策定からモニタリング・評価まで実施しています。英国では、各省庁は予算に関連して大蔵省 (HM Treasury) と Public Service Agreement (PSA) を交わすことになっており、各省庁は PSA にその目標、主要ターゲット (支出、業績)、アウトプットを記載し、その達成状況を定期的にモニタリングした上で、大蔵省に報告しています。英国の援助機関である国際開発省 (DFID: Department for International Development) の開発政策の枠組みは、1997年白書 (1997 White Paper Eliminating World Poverty: A challenge for the 21st Century) 及び2000年白書 (2000 White Paper Eliminating World Poverty: Making Globalisation Work for the Poor) に示されていますが、DFIDも他の省庁と同様に大蔵省と PSA を交わし、その実施状況を報告しています。国連開発計画 (UNDP) では1998年マロック・ブラウン総裁の就任とともに RBM が新たな経営課題として導入されていますし、世銀では2002年より結果重視アプローチの本格化に着手し、結果重視国別援助戦略 (results-based Country Assistance Strategy) の策定を行っています。⁸⁾

このように、RBM は主要ドナー国や国際機関において採用されており、わが国も、米国の GPRA を参考にした評価法が成立するなど、少なからず影響を受けています。しかしながら、RBM を ODA 政策の管理に活用する上では、効果の帰属⁹⁾ が検証しにくいこと、資源配分プロセスへの活用が困難であること、データ収集能力に限界があること等の課題もあり、わが国では未だ採用に至っていません。例えば、プロジェクト・レベルであれば ODA の効果を当該プロジェクトに帰属させることが比較的容易にできますが、セクターや国レベルになると、発現した効果がどの活動に帰属するのか明確にするのは困難になります。また、結果の測定に必要な指標とそのデータは統計能力や制度の整備状況に大きく左右されますが、被援助国ではそのような対応能力が不足している場合が多いのが現状です。

このように、RBM にはまだまだ検討すべき点がありますが、これは評価だけでなく ODA の計画策定、実施部門を含む ODA の運営管理全体として取り組むべき課題であり、外務省では、今後の各ドナー国の取り組み状況を見守りながら、更なる議論を継続する必要があると考えています。

8) このような一連の流れの中で、2004年2月、モロッコ (マラケシュ) にて、DAC 及び多国間開発銀行 (MDBs) 合同により開発成果マネジメント、ラウンドテーブルが開催され、今後、国レベル、セクターレベル、プロジェクト・レベルでどのように結果重視アプローチ (開発成果マネジメント) を導入していくかが議論された。その結果はメモランダム及び基本原則 (コア・プリンスプル) としてとりまとめられ、わが国も2004年4月に支持している。

9) 認識された変化と特定の支援とをある因果関係に帰すること。